

国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）  
事務・技術区分 第2次選考の実施について

令和2年10月14日（水）  
人事管理運営協議会幹事会申合せ

令和2年度に実施する国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の事務及び技術区分の第2次選考については、各採用予定機関が、採用プロセスの透明性や公平性の確保を図りつつ、令和2年2月26日付け人事管理運営協議会幹事会申合せ（就職氷河期世代に係る国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代試験）の実施の依頼等について）を踏まえ、各応募者個人の公務への意欲・適性等を可能な限り細かに見た上で採用の可否を判断できるよう、人事院及び内閣官房就職氷河期世代支援推進室とも協力して以下のとおり実施することとし、申合せを行う。

- (1) 第2次選考の開始は1月25日（月）午前9時以降とする。各採用予定機関は、それまでの間は、面接等の選考活動は一切行わないこととする。
- (2) 第2次選考期間中の各日における面接開始時刻は午前9時以降とする。
- (3) 採用内定の解禁は、1月29日（金）午前9時以降とする。各採用予定機関は、1月29日（金）午前9時までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととする。ただし、各採用予定機関は、1月29日（金）に受験者に採用内定を提示する場合には、当該提示の連絡を同日午前9時から正午までの間に行い、かつ、当該採用内定の受諾の連絡を同日午後1時から3時までの間に受けることとし、1月30日（土）に受験者に採用内定を提示する場合には、当該提示の連絡を、同日午前9時以降に行うこととする。
- (4) 第2次選考は予約制を原則とし、各採用予定機関は、以下に掲げる期間に対応する第2次選考の日の予約を受け付けるものとする。
  - ① 1月18日（月）午前9時から1月21日（木）までの間に、1月25日（月）から1月28日（木）までの期間に係る第2次選考の予約を受け付けること（ただし、各採用予定機関が必要と認める場合には、1月22日（金）から1月28日（木）までの間に、1月25日（月）から1月28日（木）までの期間に係る第2次選考の予約を受け付けることも妨げない。）

- ② 1月30日(土)午前9時から2月5日(金)までの各採用予定機関が指定する期間に、1月30日(土)から2月5日(金)までの期間に係る第2次選考の予約を受け付けること(各採用予定機関が必要と認める場合に限る。)
- (5) 各採用予定機関は、第2次選考の予約を受け付ける際には、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対する確に情報を提供しなければならない。
- (6) 各採用予定機関は、(4)①の期間内に受験者から予約の申込みがあった場合には、可能な限り申込みを受け付け、受験者の採用面接等の機会の確保に努めることとする。特に(3)の内定解禁日までの間は、各採用予定機関が個々の受験者の事情を伺いながら、受験者が採用面接等の受験を希望する日には、当該受験者が1機関の面接機会も得られないことのないよう、ウェブ面接の活用なども図りつつ、対応に努めるものとする。
- (7) 各採用予定機関は、受験者が第2次選考を受験する日時によって不利益な取扱いをしないことを徹底する。
- (8) 新型コロナウイルス感染症予防対策の観点や遠隔地から訪問する受験者の交通事情等を十分に勘案するとともに、受験者間の公平性に配慮し、ウェブ面接等を積極的に活用することとする。また、受験者間の公平性を担保するため、ウェブ面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより受験者の評価に差がつかないように最大限の配慮をする。
- (9) 各採用予定機関は、第2次選考の受験者への対応においては、受験者の体温の申告、換気の実施及び座席の間隔の確保など徹底した新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で、面接回数や待ち時間の縮減、集合時刻や集合場所の分散など訪問の効率化・円滑化に取り組む。
- (10) 各府省は、上記を担保するため、人事院及び内閣官房就職氷河期世代支援推進室に対して、本申合せのホームページへの掲載その他の方法による受験者への周知、各採用予定機関における採用情報の受験者への周知、本申合せの実施状況の適宜の確認その他の協力を要請する。

以 上